

計画相談支援等に係る新通知の概要

第一 本通知の目的・第二 用語の定義

- 計画相談支援等に係る平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における見直し内容等を改めて示すとともに、
 - ・ 地域の相談支援体制において今後目指すべき方向性
 - ・ そのために必要となる各自治体での取り組みを示す。

第三 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の内容等

1. 計画相談支援等の現状と課題

- (1) 計画相談支援等の現状 → サービス等利用計画等の提出の義務化により量的整備は進む。
- (2) 計画相談支援等の課題
 - 1) 一律なモニタリング期間の設定
 - 2) 相談支援専門員の対応件数にバラツキがあり、一部の事業所に利用者が集中して丁寧な対応が困難
 - 3) 基本報酬が支援の質に応じた評価になっていない
 - 4) 1名配置、兼務の相談支援専門員のみが事業所が大多数で公正中立性が担保されない。
 - 5) 独立採算が困難

2. 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について

- (1) 改定の趣旨 ⇒ 1の課題を踏まえ、(2)～(7)の見直しを実施
- (2) モニタリング実施標準期間の見直し
- (3) 相談支援専門員1人当たりの標準担当件数の設定
- (4) 計画相談支援の基本報酬の見直し
- (5) 特定事業所加算の評価の見直し
- (6) 質の高い支援と専門性を評価する加算の創設
- (7) 地域生活支援拠点等の機能を担う相談支援事業所を評価する加算の創設

第四 地域の相談支援体制のさらなる充実・強化を図るための今後の各自治体における取り組み事項等について

1. 各地域の相談支援体制における今後の目指すべき方向性

- ・ 報酬改定を踏まえた各相談支援事業所による質の向上だけでなく、自治体を中心とした地域の相談支援体制を充実・強化するさらなる取組が必要
- ・ そのための前提として、各主体(相談支援事業所、基幹相談支援センター、協議会)の果たすべき役割と将来的に目指すべき姿を整理

2. 各自治体において今後取り組むべき事項について

- (1) 各地域で構築する相談支援体制の方向性等の検討
- (2) 適切なモニタリング等の推進
 - 1) 標準期間よりも頻回なモニタリング期間の設定
 - 2) サービス提供事業所から相談支援事業所へのサービス利用状況の報告
 - 3) モニタリング結果の市町村への報告、市町村による検証
- (3) セルフプランについて(従前の方針を踏まえた対応)
 - 1) 相談支援専門員によるケアマネジメントの希望の有無の把握
 - 2) 体制不十分のためセルフ作成者が多い場合は体制整備の計画作成
 - 3) 一定数のセルフプランの内容検証、専門的見地からの助言等

※(2)、(3)の各取組を実施する際の具体的な手続き等は、事前に関係者の意見を聴いた上で、協議会で設定することが望ましい。
※各自治体の取り組み状況等について、今後フォローアップを行う予定。